

「令和 7 年度税制改正の大綱」の閣議決定と
本決定に基づく非課税措置に係る申請について

令和 7 年 1 月

- 令和 6 年 12 月 27 日、「令和 7 年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。
内閣府が要望していた
- ・ 「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長」
- については、時限措置の延長の要望が認められ、以下のとおり大綱に記載されましたので、抜粋してお知らせします。

「令和 7 年度税制改正の大綱」（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）（抄）

二 資産課税

1 租税特別措置等

（国 税）

〔延長・拡充等〕

〈印紙税〉

（12）特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を 3 年延長する。

- 今回延長が認められた非課税措置は、平成 28 年 4 月から、経済的理由により修学困難な生徒又は学生に対して無利息等の条件で行われる奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書について、印紙税を非課税とする「特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置」として、平成 28 年度税制改正において平成 31 年 3 月 31 日までを期限として創設され、平成 31 年度税制改正において令和 4 年 3 月 31 日までの時限措置とされていました。
- 今後、上記「令和 7 年度税制改正の大綱」を踏まえた改正法案が国会で成立した場合には、本制度は令和 10 年 3 月 31 日までを期限として延長されることとなります。
- 本制度の適用を受けるためには、奨学金貸与事業が本制度の要件を満たしていることについて、文部科学大臣の確認を受ける必要があります（令和 7 年 3 月 31 日まで本制度の適用を受けている法人も、改めて確認を受ける必要がありま

す。）。この確認を受けることを希望する場合には、手引きを御参照の上、申請をお願いいたします（令和7年度の申請期間：令和7年1月10日～同年2月10日）。なお、当該手引きは文部科学省のホームページ（※）に掲載しております。申請の様式は、当該ホームページよりダウンロードをお願いいたします。

※http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm

本件連絡先

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

長谷川、大森

電話：03-5403-9528

事 務 連 絡
令和 7 年 1 月 1 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
各国公立大学法人担当課
大学を設置する各地方公共団体担当課
文部科学大臣所轄各学校法人担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

御中

文部科学省高等教育局学生支援課

公益法人、学校法人、地方公共団体等が行う教育資金貸付事業（奨学金等の特定の学資としての資金の貸付け）に係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置に係る申請等について

文部科学行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

平成 28 年 4 月より、経済的理由により修学困難な生徒（高等学校段階以上の者に限る。）又は学生に対して、無利息等の条件で行われることについて文部科学大臣の確認を受けた教育資金貸付事業に係る消費貸借契約書に関し、印紙税を非課税とする措置（以下「本制度」という。）が講じられております。本制度は令和 7 年 3 月 31 日までの時限措置とされていましたが、「令和 7 年度税制改正の大綱」（令和 6 年 12 月 27 日閣議決定）において、令和 10 年 3 月 31 日まで延長されることとなりました。

本制度の適用を受けるためには、教育資金貸付事業が本制度の要件を満たしていることについて、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 91 条の 3 第 2 項の規定に基づき文部科学大臣の確認を受ける必要があります。要件を満たす事業を実施する学校、法人等におかれましては、この確認を受けることを希望する場合には、申請手引き（別紙 1）により、必要書類及び申請方法を御確認の上、申請受付期間（※ 1）に申請をお願いいたします。

なお、既に発行された確認書に記載の個別の適用期限が延長されるものではないため令和 4 年度～令和 6 年度に文部科学大臣の確認を受けている事業について、令和 7 年 4 月 1 日以降も引き続き非課税措置の適用を受けることを希望する場合、下記申請受付期間内に改めて申請を行い、確認を受ける必要があります。

当該手引き及び申請様式（別紙 2）は文部科学省のホームページ（※ 2）に掲載しておりますので、申請時には様式をダウンロードしてご利用いただくようお願いいたします。

- ※1 申請受付期間 令和7年1月10日～同年2月10日
※2 申請手引き・申請様式の掲載先リンク（文部科学省ホームページ）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252.htm

各都道府県教育委員会担当課においては所轄の法人（専修学校高等課程又は専門課程を設置する法人を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会並びに都道府県内関係部課が存在する場合には当該部課（私立学校主管部課を除く。）に対して、指定都市教育委員会担当課においては所轄の学校及び法人並びに市内関係部課が存在する場合には当該部課に対して、都道府県私立学校主管部課においては所轄の学校及び法人に対して、各国公立大学法人担当課、大学を設置する各地方公共団体担当課、各文部科学大臣所轄学校法人担当課独立行政法人国立高等専門学校機構においてはその設置する学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び社会・援護局障害保健福祉部企画課においては所管の専修学校に対して、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課及び内閣府大臣官房公益法人行政担当室においては所轄の法人に対して、周知いただくようお願いいたします。

<参考> 都道府県等が行う高等学校等の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置

都道府県等（※3）が行う高等学校等（※4）の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書については、租税特別措置法第91条の3第1項（下記リンク先参照）の規定により印紙税が非課税となりますので、本事務連絡に記載の確認申請（同条第2項の規定に基づく確認申請）は必要ありません。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252_00003.htm

※3 「都道府県等」に該当する団体は以下の通りです。

- ・都道府県
- ・公益社団法人又は公益財団法人であって都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）

「政令で定めるもの」の一覧については上記リンクを御覧ください。

「都道府県等」には市区町村は含みません。市区町村が実施する奨学金事業について印紙税の非課税措置を受けるためには、租税特別措置法第91条の3第2項に基づく確認申請が必要です。

※4 「高等学校等」に該当する学校は次の通りです。

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、専修学校（高等課程）

（担当）

文部科学省 高等教育局 学生支援課 法規係
メールアドレス：gakushi@mext.go.jp

※ お問い合わせは、メールにてお願いします。

2025. 1. 10現在

特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借 契約書の印紙税の非課税措置に係る申請の手引き

文部科学省高等教育局学生支援課

目次

1. 申請手続の流れ	- 1 -
2. 印紙税非課税制度について	- 2 -
(1) 概要	- 2 -
(2) 具体的な非課税額	- 3 -
(3) 非課税となるための要件	- 3 -
<要件 1 について>	- 3 -
<要件 2 について>	- 4 -
<要件 3 について>	- 4 -
<要件 4 について>	- 4 -
<要件 5 について>	- 5 -
3. 申請から確認後までの流れ	- 6 -
4. 必要書類の準備	- 7 -
(1) 募集要項等の準備	- 7 -
(2) 確認申請書の作成	- 8 -
(3) 消費貸借契約書のひな形の準備	- 9 -
5. 申請方法	- 9 -
【申請期間】	- 9 -
【必要書類】	- 9 -
【申請方法】	- 10 -
6. 確認書の発行後	- 11 -
(1) 確認書の有効期限について	- 11 -
(2) 確認書の保存について	- 11 -
(3) 実績の報告について	- 11 -
7. お問い合わせ先	- 11 -

1. 申請手続の流れ

この手引きは、奨学金貸与事業について、消費貸借契約書の印紙税の非課税対象事業となることを希望する場合に、文部科学大臣の確認を受けるために必要な申請作業内容を御案内しています。手続の流れは、以下のとおりです。

申請事業者

要件の確認

印紙税非課税制度の概要・要件を御確認ください。

- ① 印紙税非課税制度について(P2)
- ② 非課税対象となるための要件(P3～5)

申請事業者

申 請 (R7.1.10～2.10)

文部科学大臣の確認を受けようとする場合には、以下の資料を提出してください。(P6～10 参照)

- ① 確認申請書
- ② 申請する事業の募集要項
- ③ 申請する事業の消費貸借契約書のひな型
- ④ その他参考となる事項(パンフレット等)

文部科学省

確 認

必要事項・書類の確認

(必要事項が確認できない場合は再提出を求める場合があります。その場合はすみやかに再提出してください。)

文部科学省

確認書の発行

必要事項を満たしていると確認できた場合、
「確認書」を発行

※「確認書」の発行がされなかった事業は
非課税の措置の対象にはなりません

2. 印紙税非課税制度について

(1) 概要

奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書の印紙税については、平成 28 年度の税制改正において、租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)が改正され、非課税となる仕組みが創設されました。

これまで、一定の団体が作成したものを除き、奨学金の貸付けに当たって消費貸借契約書を作成する場合、貸与額に応じて印紙税が課されることとなっていました。本制度においては、

- ①奨学金貸与事業が一定の要件(次ページ参照)を満たすことを文部科学大臣が確認し、
- ②消費貸借契約書に租税特別措置法第 91 条の3第2項(※1)の規定の適用により印紙税が課されない旨の表示がある場合には、当該消費貸借契約書の印紙税が非課税となります。

この手引きは、上記①についての文部科学大臣の確認について解説しています。

印紙税は、文書の作成者が納めることとなっていますが、本制度の活用によって、奨学金の実施主体については、印紙税分を奨学金の原資にまわすことが可能となること、また、奨学金の利用者については、印紙税分の負担が軽減されることから、奨学金制度が一層充実したものとなるのが期待できます。

※1 今後の法令改正により条文番号に変更があり得ますので御注意ください。

※2 本制度は令和7年3月 31 日までの時限措置でしたが、「令和7年度税制改正の大綱」(令和6年 12 月 27 日閣議決定)において、令和 10 年3月 31 日まで延長されることとなりました。

＜参考＞都道府県等が行う高等学校等の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る印紙税の非課税措置

都道府県等(注1)が行う高等学校等(注2)の生徒に対して無利息で行う奨学金貸与事業に係る消費貸借契約書については、租税特別措置法第 91 条の3第1項(下記リンク先参照)の規定により印紙税が非課税となりますので、本事務連絡に記載の確認申請(同条第2項の規定に基づく確認申請)は必要ありません。

https://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1372252_00003.htm

注1:「都道府県等」に該当する団体は以下の通りです。

- ・都道府県
 - ・公益社団法人又は公益財団法人であって都道府県に代わって高等学校等の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの(政令で定めるものに限る。)
- 「政令で定めるもの」の一覧については、上記リンクをご覧ください。

「都道府県等」には市区町村は含みません。市区町村が実施する奨学金事業について、印紙税の非課税措置を受けるためには、租税特別措置法第 91 条の3第 2 項に基づく確認申請が必要です。

注2:「高等学校等」に該当する学校は次の通りです。

高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、専修学校(高等課程)

(2) 具体的な非課税額

消費貸借契約書に記載される額に応じ、以下のとおり印紙税が課税されることとなりますが、本制度が適用された場合は非課税となります。

- ・金額の記載がないもの又は 10 万円以下のもの・・・200 円
- ・10 万円を超え 50 万円以下のもの・・・400 円
- ・50 万円を超え 100 万円以下のもの・・・1,000 円
- ・100 万円を超え 500 万円以下のもの・・・2,000 円
- ・500 万円を超え 1,000 万円以下のもの・・・10,000 円
- ・1,000 万円を超え 5,000 万円以下のもの・・・20,000 円

(3) 非課税となるための要件

奨学金貸与事業について、以下の全ての要件を満たす必要があります(※4)(租税特別措置法施行令(昭和 32 年政令第 43 号)第 52 条の2第2項及び第3項)。

※4 奨学金の種類ごとに要件を満たす必要があり、同じ法人・個人で複数の奨学金貸与事業を実施している場合には、それぞれ申請・確認が必要となります。

- | | |
|-------|--|
| <要件1> | <u>高等学校段階以上の学校に通う学生・生徒を対象にした貸付けであること</u> |
| <要件2> | <u>独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付であること</u> |
| <要件3> | <u>無利息の貸付けであること</u> |
| <要件4> | <u>特定の法人等の従業者やその親族のみを対象とする貸付けではないこと</u> |
| <要件5> | <u>貸与主体への就職等、貸与主体に直接的な利益をもたらすような条件を付したものでないこと</u> |

<要件1について>

本制度の確認を受けるためには、

- ・ 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第一条に規定する、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校の高等部、専修学校(高等課程)
- ・ (独)日本学生支援機構法(平成 15 年法律第 94 号)第三条に規定する、大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) ※5

の学生・生徒のみを対象とする貸付けであることが必要です。 ※6

これら以外の、専修学校一般課程や各種学校などの学校又は学校教育法に規定する学校以外の施設に通う者に対する貸付けを含む事業は対象となりません。

※5 外国の教育制度に位置付けられている大学、高等専門学校、専修学校専門課程に相当する学校に通う学生等を対象とする貸付事業も対象となります。

※6 保護者への貸付けを含む・行う事業は対象外です。

＜ケーススタディ:貸与対象となる学校種について＞

○学校法人 A が実施する無利子奨学金貸与事業。

○学校法人 A が設置する大学、高等学校、各種学校の学生等に貸与する。

→本制度における非課税措置の対象外

理由 各種学校の生徒を対象としているため。

※ただし、大学・高等学校を対象とする貸与事業と、各種学校を対象とする貸与事業を別々の事業とし、大学・高等学校を対象とする事業がその他の要件を満たせば非課税対象となる。

＜要件 2 について＞

独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度(※7)の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付けです。経済的要件を付していないものや、第二種学資金よりも著しく高い家計基準を設定している貸付けについては、対象とはなりません。

※7 独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金よりも低い家計基準を設定している貸付けも対象となります。第二種奨学金の家計基準は、4人世帯の場合、年収 1,309 万円程度(給与所得)とされています(令和6年度、自宅、国公立大学の場合)。あくまで目安ですので、厳格に 1,309 万円以下で設定する必要はありません。

(参考) https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html

＜要件 3 について＞

無利息の貸付けである必要があり、有利息の貸付けや給付型の奨学金は対象とはなりません。

＜要件 4 について＞

貸与対象者を特定の法人等の従業者やその親族に限定しているもの(福利厚生の一環で企業等が従業者の関係者に限定して貸し付けるもの等)は対象とはなりません。

なお、貸与対象者を限定している事業全てが対象外となるわけではなく、例えば、家計の所得水準や学生等の出身地域によって対象者を限定するような貸付けは対象となりえます。

＜ケーススタディ:貸与対象者の限定について＞

○団体 B が実施する無利子奨学金貸与事業。

○所得制限は日本学生支援機構第二種学資金と同程度。

○団体 B の代表が経営する会社 B' の従業員を対象として奨学金を貸与する。

→本制度における非課税措置の対象外

理由 特定の会社 B' の従業員のみを対象としているため。

＜要件 5 について＞

貸与の条件として、卒業後に貸与主体への就職や一定期間の勤務を求める等、実質的に貸与主体の人材養成のために実施するもの等で、貸与主体に直接的な利益をもたらす貸付けは対象とはなりません。

＜ケーススタディ：貸与主体への就職について＞

○株式会社 C(製薬会社)が実施する無利子奨学金貸与事業。

○将来的に、医療系や薬品系の仕事に従事することを条件として、大学生・大学院生に貸与する。

→本制度における非課税措置の対象

理由 将来的に従事する仕事の分野について条件が課されているものの、貸与主体に勤務することが貸与の必須条件とはなっていないため。

＜ケーススタディ：貸与主体への就職を条件とした奨学金の返還免除について＞

○株式会社(自動車整備会社)D が実施する無利子奨学金貸与事業。

○将来的に、自動車整備系の仕事に従事することを条件として、大学生に貸与する。

卒業後、株式会社 D に就職した場合、奨学金の返還を一部免除する。

→本制度における非課税措置の対象

理由 貸与主体に勤務することが貸与を受ける上での必須の条件とはなっていないため。貸与主体に就職した場合の返還免除規定があり、貸与主体に結果として就職することがあっても、貸与を受ける上での必須の条件とされていない場合は非課税措置の対象となりえる。

3. 申請から確認後までの流れ

非課税対象事業となるには、租税特別措置法等に定められている前述の要件を満たしていることについて、文部科学大臣の確認を受けるため、申請を行う必要があります。

申請に基づき、文部科学省において要件を満たしていると判断した場合に確認書を発行します。

【確認の有効期限】

確認の有効期限は、確認を受けた日から3年以内の文部科学大臣が定める期限内です。

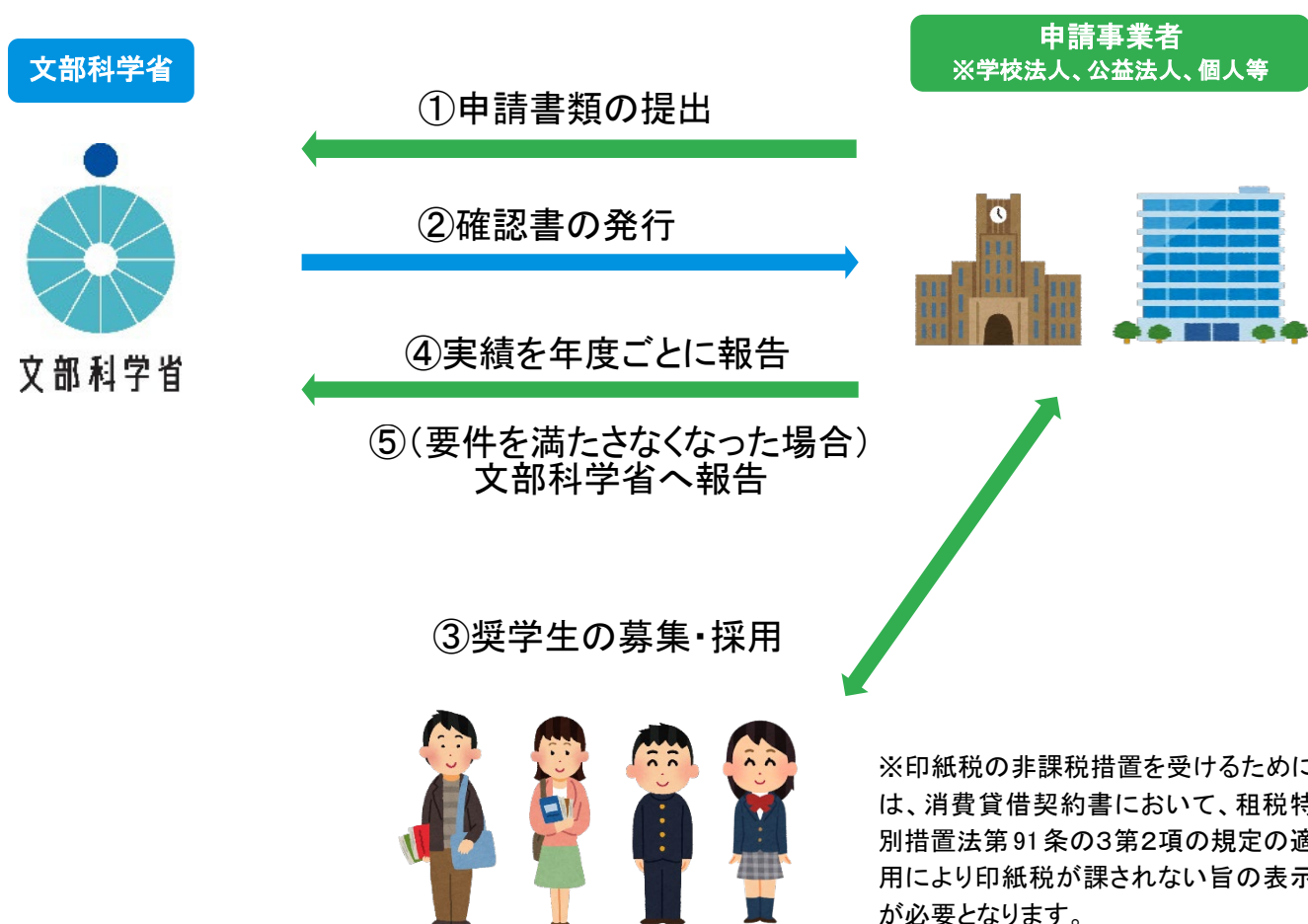
※令和7年度から令和9年度の間に文部科学大臣の確認を受けた場合、本制度の適用期限は令和10年3月31日までとなります。

※確認を受けた日より前に結んだ契約への遡及適用はできません。

【確認書発行後の手続き】

有効期限内は、原則として、非課税措置に係る新たな書類の提出は必要ありません。

ただし、有効期限内に非課税対象となっている奨学金貸与事業の要件を変更し、それにより本措置の要件を満たさなくなった場合には、文部科学省へ報告する必要があります。この場合、変更後の募集要項に基づき作成する消費貸借契約書には従前と同じように印紙税が課されます。



4. 必要書類の準備

(1) 募集要項等の準備

- ✓ 確認を受けようとする奨学金貸与事業の募集要項等を作成してください。P3～5に記載の要件を満たしていることを明らかにするために、**必ず該当部分にマーカーを引いてください。**
- ✓ 申請する事業名は**募集要項等に記載されている正式名称を記載してください。**
例)「貸与奨学金」や「奨学金貸付」など簡略化した記載…×
「文部科学財団貸与奨学金」のような正式名称…○
「貸与奨学金」や「奨学金貸付」のように他の事業と区別ができない名称による申請の場合は、別途正式名称かどうか文部科学省より確認します。
- ✓ 要件1について、事業の対象が、本制度適用対象の学校種であることがわかる資料をご提出ください。例えば、募集要項上、対象の学校が「〇〇人材を育成する養成施設」と表記されているのみでは、本制度適用対象の学校種かどうか判別ができないため、そのことがわかる追加資料を御提出ください。
- ✓ 要件2の「独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付であること」を満たしていることがわかるよう、**奨学事業の対象者の経済的要件を数字とともに具体的に記載してください(※)。**なお、記載先は必ずしも募集要項である必要はなく、別途経済的要件を定めている場合は、そのことがわかる資料を提出してください。

※単なる「経済的理由により修学が困難な者」といった記載や、「課税所得より年収要件を判断する」等、具体的な数字を伴わない記載のみでは、要件を満たしていることを確認することができません。

【募集要項の記載イメージ】

●●奨学財団△△奨学金制度		募集要項
		令和〇〇年〇月〇日決定
1. 実施主体		
公益法人●●奨学財団		
2. 対象者		
高校生、大学生（学部、院）		
3. 貸与額		
月額3万円を無利子で貸与するものとする。		
4. 貸与期間		
原則、修業年限を超えない期間とする。		
5. その他要件		
理工系分野を専攻する者を対象とする。		
：		
：		

(2) 確認申請書の作成

以下の様式を文部科学省のホームページよりダウンロードの上、**全ての項目を記入**してください。
記載漏れ・ミスがある場合、内容の確認をすることができません。

メールアドレスは、原則担当課・係等で共有している組織アドレスを記載ください。(組織アドレスがない場合は個人アドレスで構いません)

租税特別措置法に規定する学資としての資金の貸付けであることの確認申請書	
申請日	令和●年●月●日
文部科学大臣 殿	申請団体名 申請団体代表者名
	〇〇法人 (役職名) 〇〇 〇〇
以下の資金の貸付けについて、租税特別措置法に規定する学資としての資金の貸付けであることの確認をお願いします。	
資金の貸付けを行う事業の名称	~~~~
実施主体の名称	~~~~
実施主体の所在地	~~~~
該当する方のいずれかに チェックをつけてください。	
1. 高等学校段階以上の学校に通う学生・生徒に対する貸付けであること (記載箇所：募集要項 〇 ページ)	☐ はい ☐ いいえ
2. 日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と 同程度の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付けであること (記載箇所：募集要項 〇 ページ)	☐ はい ☐ いいえ
3. 無利息の貸付けであること (記載箇所：募集要項 〇 ページ)	☐ はい ☐ いいえ
4. 特定の個人又は法人の代理人、使用人その他の従業者または その親族のみを対象に貸し付けるものでないこと (記載箇所：募集要項 〇 ページ)	☐ はい ☐ いいえ
5. 貸付け主体への就職その他卒業後に当該貸付け主体に直接的 な利益をもたらす条件を付して貸し付けるものではないこと (記載箇所：募集要項 〇 ページ)	☐ はい ☐ いいえ
6. 資金の貸付け事業の委託の有無 【委託している場合】	☐ 有 ☐ 無
受託者名	~~~~
受託者の所在地	~~~~
特に赤線は例年記載漏れや、引用箇所の誤りが多い部分ですので、必ず提出前にご確認ください。	
<本件担当者>	
氏名： 〇〇、 〇〇	
電話番号： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
メールアドレス： △△@□□. ■■. jp; ●●@□□. ■■. jp	

(3)消費貸借契約書のひな形の準備

- ① 様式は任意です。例えば、貸借書でも可能です。
- ② 例年、前回申請時に当省からの確認を受けた資料をそのまま提出される事例が見受けられますが、今回の申請時は、当該奨学金が印紙税非課税対象事業であることの確認がなされる前であるため、**「租税特別措置法第 91 条の3第2項の規定の適用により印紙税が課されない」旨の文言が記載されていない、消費貸借契約書のひな型を提出してください。**

5. 申請方法

【申請期間】

令和7年1月 10 日～同年2月 10 日

※申請期間外には申請を受け付けることができませんのでご注意ください。

【必要書類】

- ①確認申請書
- ②申請する奨学金貸与事業の募集要項等
- ③申請する奨学金貸与事業の消費貸借契約書のひな形
- ④(該当があれば)その他参考となる書類

※申請しようとする事業を他の団体に委託している場合には、委託契約書等の委託部分が分かる資料も、参考書類として提出が必要です。

※申請前に必要書類を再度ご確認ください※

- ✓ ①の確認書において、各要件に係る該当箇所を記載していますか。事業名は略称ではなく募集要項等に記載されている正式名称で記載されていますか。
- ✓ ②の募集要項等において、要件2「独立行政法人日本学生支援機構が実施する第二種学資金の対象となる者と同程度の経済的理由により修学が困難な者を対象とした貸付であること」を満たしていることがわかるよう、奨学事業の対象者の経済的要件が具体的に記載されていますか。
- ✓ ③の貸借契約書において、「租税特別措置法第 91 条の第 3 項の規定の適用により印紙税が課されない」旨の文言が記載されていませんか。記載されている場合は削除してください。

【申請方法】

以下に示す URL から申請フォームに必要な情報を入力の上、提出してください。

申請フォーム：<https://forms.office.com/r/aiimE5yYqm>

＜注意事項＞

- ① フォーム送信後、回答内容や申請書類に誤りがあった場合、回答内容の修正ができないため、再度最初から入力していただくことになります。回答送信時には、回答内容及び申請書類に誤りがないか十分にご確認の上ご送信ください。なお、回答内容や申請書類に誤りがあり再度回答する場合は、再回答であるかどうかの設問にて「はい」をご選択の上ご送信ください。
- ② 回答フォームの仕様上、回答者は、回答後に回答内容を確認することができません。そのため、回答内容の控えが必要な場合には、回答送信前に、回答画面を印刷もしくはスクリーンショット等で保存していただきますようお願いいたします。また、提出ファイルの内容についても、提出後にブラウザ上で閲覧することはできません。提出ファイルは各団体の責において保管をお願いいたします。
- ③ 提出に際しては、**必要書類は事業ごとに①～④の順で一つの PDF ファイルに統合**するようお願いいたします。この際、パスワードは設定しないようにお願いします。
- ④ 一つの団体で複数の奨学事業を実施している場合、**最大8件まで同時に**申請を行うことができます（事業ごとに担当者が異なる場合は、事業ごとに申請フォームに入力してください。）。9件以上の事業を申請する場合は、複数回に分けて申請してください。
- ⑤ 上記 URL において必要事項を登録しないで提出した場合、申請を受理できませんので、必ず、必要な情報を入力・送信完了するようにしてください。
- ⑥ ファイル名については、以下の記載例を参考に、誤りの無いよう設定してください。
万が一、提出ファイルの差し替えを行う場合、ファイル名の末尾に【差替】と記載してください。
差し替える場合でも必ず再度フォームへの情報の入力・送信をお願いします。

＜ファイル名＞ 「申請日（確認申請書に記載の日付）」＋「事業実施主体名_事業名」

例：20250115_文部科学財団_文部科学財団貸与奨学金

20250120_文部科学財団_文部科学財団貸与奨学金【差替】

- ⑦ 上記 URL から資料がアップロードできない等、当該方法での提出が困難な場合は、本手引きの末尾に記載の連絡先まで、資料を添付して申請してください。その際のメールの件名は、以下のとおりお願いします。

＜件名＞ 申請日（確認申請書に記載の日付）_事業実施主体名_事業名

例：20250115_文部科学財団_文部科学財団貸与奨学金

6. 確認書の発行後

(1) 確認書の有効期限について

確認書の有効期限は、確認書に記載の日付までです。

(2) 確認書の保存について

確認を受けた者は、確認書の有効期限の翌日から7年間、当該確認書を主たる事務所の所在地に保存しておく必要があります(租税特別措置法施行令第52条の2第5項)。

(3) 実績の報告について

確認を受けた者は、年度ごとに本制度により非課税となった文書の作成件数等の報告をお願いいたします。また、制度改善・充実のため、文部科学省から照会等を行う場合もありますので、御協力いただきますようお願いいたします。

実績報告の方法については、申請時に申告していただくメールアドレスへ別途メールにてお知らせします。

7. お問い合わせ先

その他御不明な点等ございましたら、以下にお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

文部科学省 高等教育局 学生支援課 法規係

メールアドレス: gakushi@mext.go.jp

※お問合せは、メールにてお願いします。